

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、去る9月議会において、当委員会に付託され、その内容といたしましては、事務事業や公共施設等の見直しを進める中で、今後、専門的な知識経験を持つ職員を一時的に確保する必要がある場合や一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合などにおいて、適正な定員管理の観点から弾力的かつ多様な勤務形態が可能となる任用制度を設置するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員、すなわち、一般任期付職員、任期付常勤職員、任期付短時間勤務職員の採用等に関する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、まず、具体的に任期付職員を充てる業務について、理事者に対し問いただしたところ、現時点においては、幼稚園教諭、保育士の採用を想定しているとの考えが示され、この点に関し、種々議論が行われたわけであります。

その中で、市立幼稚園、保育所においては、これまでから、いわゆる嘱託職員が一部の園長、担任を担っているなど、相当数の非正規職員が業務にあたっており、さらには、今後、正規職員の退職が見込まれる状況にある。なおかつ、市立幼稚園、保育所に係る再編整備に関する基本計画策定に向けた検討が進められている中、保育所、幼稚園の人事配置を勘案すれば、今後、再編途上において、正規職員による業務体制を確保するため、任期付職員を採用することは、やむを得ないなどの意見が出されたわけであります。

一方、将来の幼稚園、保育所業務のあり方を見据え、さきの再編計画が明確となっていないことなども踏まえ、なお、慎重に審査を行う必要があるとの意見も出され、継続して審査を行うことと決定したところであります。

その後、一定、市立施設の再編整備の方向性が具体的に示されたことから、閉会中の11月25日に委員会を開催し、引き続き、審査を行いました結果、本委員会といたしましては、次に申し述べます希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

まず、専門性、継続性、経験の蓄積などの観点から、市の各種業務は、基本的に、任期の定めのない職員が担うことは当然として、今後、今回の再編整備を見据えた幼稚園教諭等以外の業務に任期付職員を充てようとする際には、業務の選定には慎重を期し、まずもって、法律、条例の趣旨、目的から逸脱することのないよう特段の意を配されたいこと。

また、任期付職員にあっても、個々の職務に応じ、スキルアップ等を図るため、研修を実施するなどし、安定した市民サービスの提供に努められたいこと。

以上、委員長報告といたします。